⑶　口述試験　口述試験は、筆記試験に合格した者及び規則第４条の規定により筆記試験の全部を免除された者について行う。

ア　試験地　東京都、大阪府

イ　試験期日　平成23年１月中旬から２月上旬までの間で、あらかじめ受験者に通知する日

ウ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試　験　科　目
機　械	1　産業安全一般 2　機械安全
電　気	1　産業安全一般 2　電気安全
化　学	1　産業安全一般 2　化学安全
土　木	1　産業安全一般 2　土木安全
建　築	1　産業安全一般 2　建築安全

2　労働衛生コンサルタント試験　労働衛生コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。

⑴　受験資格　次のいずれかに該当する者でなければ、労働衛生コンサルタント試験を受けることができない。

ア　学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後５年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

イ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後７年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

エ　医師法（昭和23年法律第201号）第９条の医師国家試験に合格した者、同法第36条第１項の規定により医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第41条の規定により医師免許を受けることができる者

オ　歯科医師法（昭和23年法律第202号）第９条の歯科医師国家試験に合格した者、同法第33条第１項の規定により歯科医師免許を受けた者とみなされた者及び同法第42条の規定により歯科医師免許を受けることができる者

カ　薬剤師

キ　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第２条の保健師として10年以上その業務に従事した者

ク　技術士試験合格者

ケ　１級建築士試験合格者

コ　法第12条第１項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後３年以上法第10条第１項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

サ　法第12条第１項の規定による衛生管理者として10年以上その職務に従事した者

シ　作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第７条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後３年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有するもの

ス　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う衛生に関する講習を修了し、かつ、15年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

セ　アからスまでに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

⑵　筆記試験

ア　試験地及び試験期日　試験地及び試験期日は、前記労働安全コンサルタント試験の筆記試験と同じである。

イ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試　験　科　目	試験時間
保健衛生	1　労働衛生一般	10：00～12：00
	2　労働衛生関係法令	13：00～14：00
	3　健康管理	14：30～16：30
労働衛生工学	1　労働衛生一般	10：00～12：00
	2　労働衛生関係法令	13：00～14：00
	3　労働衛生工学	14：30～16：30

⑶　口述試験　口述試験は、筆記試験に合格した者及び規則第13条の規定により筆記試験の全部を免除された者について行う。

ア　試験地及び試験期日　試験地及び試験期日は、前記労働安全コンサルタント試験の口述試験と同じである。

イ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試　験　科　目
保健衛生	1　労働衛生一般 2　健康管理
労働衛生工学	1　労働衛生一般 2　労働衛生工学

3　試験における法令等の基準日（労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に共通。以下同じ。）

解答に当たっては、平成22年４月１日（木）現在施行の法令等を前提とする。

4　受験手続

⑴　受験申請書　試験を受けようとする者（以下「受験希望者」という。）は、コンサルタント試験受験申請書に所要事項を記入のうえ、次に掲げる書類等を添えて提出すること。

ア　写真　申請前６月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、ライカ判写真

イ　受験資格を有することを証明することができる書面

ウ　規則第４条又は第13条の規定に基づき、筆記試験の全部又は一部の免除を受けようとする者にあっては、当該免除を受ける資格を有することを証明することができる書面

⑵　受験申請書の受付期間　平成22年７月12日（月）から同年８月11日（水）まで（受験希望者のうち、筆記試験の全部の免除を受けようとする者については、平成22年11月１日（月）から同月16日（火）まで）。ただし、郵送による場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑶　受験申請書の提出先　財団法人安全衛生技術試験協会本部　〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088

⑷　試験手数料

ア　試験手数料は、24,700円とし、試験手数料の額を財団法人安全衛生技術試験協会が指定する郵便局又は銀行の口座に払い込むこと。ただし、受験申請書を財団法人安全衛生技術試験協会本部に持参する場合に限り、試験手数料を現金で支払うことができる。

イ　受験申請書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　筆記試験受験票は平成22年９月下旬、口述試験受験票は同年12月下旬に財団法人安全衛生技術試験協会本部から受験申請者に直接送付する。

なお、試験日の20日前までに受験票が到着しなかった場合は、財団法人安全衛生技術試験協会本部へ連絡をすること。

6　合格者の発表

⑴　筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の発表は、平成22年12月24日（金）に行う。

⑵　口述試験の合格者の発表　口述試験の合格者の発表は、平成23年３月下旬に行う。

7　その他受験申請書等の頒布について

⑴　受験申請書及び受験申請手続の案内を平成22年６月11日（金）から同年11月16日（火）までの間、次の場所にて頒布する。

ア　財団法人安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センター

イ　中央労働災害防止協会の各安全衛生サービスセンター

ウ　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

エ　社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会本部

⑵　郵送により受験申請書等の請求を行う場合は、「コンサルタント試験」と明記したメモと、200円切手を貼付したあて先明記の返信用封筒（サイズ33㎝×24㎝）を同封して、財団法人安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センターに申し込むこと。